

横浜市

精神障害者にも対応した地域 包括ケアシステムの基盤づくり

横浜市では、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの基盤となる事業や取組を推進するとともに、それぞれが連携することによって効果的・効率的に機能するよう、今後検討を進めようとしています。

1 県又は政令市の基礎情報

横浜市



取組内容

- ・今後検討します。

基本情報

障害保健福祉圏域数 (H29年5月末)	1カ所		
市町村数 (29年5月末)	1市町村		
人口 (H29年5月末)	3,733,975人		
精神科病院の数 (H29年5月末)	29病院		
精神科病床数 (H29年4月末)	5,204床		
入院精神障害者数 (H27年6月末)	3か月未満: 1,240人 (28.0%)		
	3か月以上1年未満: 896人 (20.2%)		
	1年以上: 2,291人 (51.8%)		
	うち65歳未満: 1118人		
	うち65歳以上: 1173人		
退院率 (H27年6月末)	入院後3か月時点: 59.3%		
	入院後6か月時点: 82.5%		
	入院後1年時点: 91.7%		
相談支援事業所数 (H29年4月末)	基幹相談支援センター: 18		
	一般相談事業所数: 57		
	特定相談事業所数: 161		
障害福祉サービスの利用状況 (H29年3月)	地域移行支援サービス: 19人		
	地域定着支援サービス: 20人		
保健所 (H29年5月末)	1カ所		
(自立支援)協議会の開催頻度 (H28年)	3回/年		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の有無と数	都道府県		
	障害保健福祉圏域		
	市町村	無	○カ所
精神保健福祉審議会 (H28年)	2回/年、委員数20人		

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

<横浜市精神障害者生活支援センター>

地域で生活する精神障害者の日常生活の支援・相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るための地域の拠点。

平成11年度より事業を開始し、各区に1館設置。（平成25年3月に全18区整備完了）

<横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業>

平成19年度より、上記生活支援センターにて実施開始。精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携のもと、医療・福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症をはじめとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域定着に向けた支援を行います。主な事業内容は下記のとおりです。

（平成29年4月現在、12区の生活支援センターで実施。全区設置に向け整備中）

①入院中の精神障害者に対する退院支援

障害者総合支援法の「地域移行支援」の対象とならない入院患者（生活訓練施設等への退院を目指す者や退院への動機づけを長期間にわたり行う必要がある者等）について、個別支援計画の策定や見直し、院外活動への同行・支援、本人や家族に対する相談・助言、退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整など、退院（地域移行）に向けた柔軟かつきめ細やかな支援を行います。

②精神科病院との協働活動を通じた連携体制の構築

精神科病院との連携体制の構築を図ることを目的に、精神科病院の職員や入院中の患者に向けて、地域の紹介や病棟内OTへの参加等を通じた普及啓発活動を行います。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

<基幹相談支援センター>

平成28年度に、行政区に1か所ずつ設置し、3障害一体の総合相談窓口として運営。その業務の一つとして、「地域移行・地域定着の促進の取組」を位置付けており、精神障害者の地域生活の土壌づくりに取り組んでいます。また、精神障害者の個別の相談支援については、基幹相談支援センターとともに、区役所と精神障害者生活支援センターが「両輪の関係」により、各機関の強みを生かしながら取り組みを進めています。

<区福祉保健センター 高齢・障害支援課>

医療ソーシャルワーカーが区内の精神障害者やその家族の相談に応じています。また、当事者対象の集団プログラムや家族教室、区民向けの普及啓発講演会も実施しています。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市・圏域

関係機関の役割		
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	設置に向けて検討中
	協議の内容	未定
	協議の結果としての成果	未定
障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	
	協議の内容	
	協議の結果としての成果	
都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	
	協議の内容	
	協議の結果としての成果	

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

① 障害福祉課

平成19年度から社会福祉法人型障害者地域活動ホームによる委託相談で3障害一体の相談窓口として整備していましたが、指定特定相談支援事業所をはじめとした支援機関が多様化していく中で、支援ネットワークの強化が求められるようになりました。そこで、平成28年度に基幹相談支援センターを設置し、区役所、精神障害者生活支援センターの3機関が中心となって、障害児者相談支援体制をけん引していく体制を整備し、障害児者相談支援体制の充実を目指しています。

② 障害企画課

平成8年度に横浜市精神保健福祉審議会を設置。精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く課題を協議しています。平成27年度は「精神障害者住まいの検討部会」を設置し、精神障害者が地域で安心して生活できる仕組み作りについて検討しました。その部会報告を受けて、平成28年度には「精神障害者の住まいに関する調査」を実施しています。

③ 障害支援課

横浜市独自の事業展開となる横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業について、平成18年度に神奈川区生活支援センターが市内4病院を対象にモデル事業を実施し、翌19年度には4か所の生活支援センターで全市域を対象とした「横浜市退院促進支援事業」として開始しました。23年度以降は「横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業」へ名称変更し、9か所の生活支援センターで実施、25年度には大幅な要綱改正を実施しました。現在の29年度は実施事業所を拡大し、従来の9か所に3カ所を加えた計12か所の生活支援センターにおいて本事業を実施しています。

5 圏域の取組における強みと課題

特徴(強み)

区福祉保健センター、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センターが行政区に1か所ずつ設置されており、連携しながら個別の相談支援と地域づくりに取り組んでいます。

課題

平成28年度から基幹相談支援センターを設置し、3障害一体の相談窓口としていますが、精神障害者への相談経験が少なく、各区で対応にばらつきが生じています。そのため、区役所、精神障害者生活支援センターの3機関が効果的に取り組みを進められるように、調整を継続していく必要があります。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた指標の推移

NO	指 標	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①	1年以上の精神科病院在院患者数(人) (各年6月30日現在)	2241人	2291人	不明
②	各年度 地域移行支援利用者数(実人数)(人)	27人	28人	19人
③	②のうち、退院した者の数(実人数)(人)	14人	10人	10人
④	ピアサポーターの養成者数(実人数)(人)	0人	0人	0人
⑤	④のうち、活動している者の数(実人数)(人)	0人	0人	0人

【記入上の留意点】

- ③について ※利用年度の翌年度以降に退院した者については、利用年度に計上して下さい。
 ※退院後に再入院となった者については、退院した者(1人)として計上して下さい。
- ⑤について ※養成年度以降に、実際の活動を開始した者については、養成年度へ計上して下さい。

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた
平成29年度 of 取組スケジュール

平成29年度の目標

地域生活拠点の整備に向けた検討をすすめていきます。

時期(月)	実施内容	担当
H29年10月	市内精神科医療機関、生活支援センター、基幹相談支援センター、区を対象とした研修の実施	障害企画課・障害福祉課・障害支援課